

<Debit+nimoca 会員特約>

第1条 (名称)

本カードは、株式会社福岡銀行（以下、「当行」という。）、株式会社ジェーシービー（以下、「JCB」という。当行と JCB を総称して「両社」という。）および株式会社ニモカ（以下、「ニモカ」といい、両社とニモカを総称して「三社」という。）が提携して発行するもので、カード名称は Debit +nimoca（以下、「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員と本カードの貸与)

1. 本特約、当行および JCB が別途定める「JCB デビット会員規約」（以下、「会員規約」という。）当行が定める「ふくぎんマイレージサービス『マイバンクプラス』利用規約」およびニモカの定める「nimoca 取扱規則」、「クレジット nimoca 等特約」、「nimoca ポイントサービス規則」（以下、総称して「会員規約等」という。）を承認のうえ入会を申込み、三社が認めた方を会員（以下、「会員」という。）とし、当行およびニモカが本カードを貸与します。
2. 本特約は本カードの発行条件、機能および使用方法等について定めるものとします。
3. 入会申込書および本カードの申込みにあたり提出いただいた書類は返却いたしません。

第3条 (年会費)

会員は、三社に対して三社が通知または公表する年会費を支払う場合は、カード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条 (提供サービスと利用)

1. 会員は、本特約、会員規約に定めるデビットカードとしての機能（以下「デビットカード機能」という。）、および nimoca に関する規則に定める IC カード乗車券・電子マネー・ポイント機能（以下、「nimoca 機能」という。）を本カード1枚で利用できます。
2. 会員は、会員規約に定める加盟店（ニモカの指定する窓口等を含む。）に本カードを提示し、当行および JCB 所定の手続きを経ることによって、ショッピングに利用できます。
3. 三社（本条においては三社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、三社が書面その他の方

法により通知または公表します。

4. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が三社の定める会員規約等または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行、JCB もしくはニモカが会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
5. 三社が必要と認めた場合には、三社はサービスおよびその内容を変更することがあります。
6. 会員は、三社が提供するサービスを受ける場合、三社所定の方法により利用するものとします。
7. 本カードに Oki Doki ポイントプログラムの提供はありません。

第5条（本カードの盗難・紛失等）

1. 会員が、本カードを紛失、盗取された場合、本カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに三社に連絡を行うものとします。
2. 前項の連絡を受けた場合は、当該連絡内容の確認など所定の手続きに従って、両社はデビットカード機能の利用を停止し、ニモカは nimoca 機能の利用を停止します。三社またはそのいずれかのシステムが休止している間に連絡を受け付けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードの利用の安全を図るための措置であり、万が一当該連絡における会員の誤りなどで本カードが使用できないことが生じても、三社は責任を負いません。
3. 盗難・紛失等により被る損害については、デビットカード機能に関しては会員規約が、nimoca 機能に関しては nimoca に関する規則が、それぞれ適用されるものとします。

第6条（カードの有効期限）

1. 三社は、本カードの有効期限までに退会の申し出のない会員で、三社が引き続き会員と認める方に対し、有効期限を更新した新たな本カード（以下、「更新カード」という。）を発行します。
2. 会員は、前項により更新カードが発行された場合には、クレジット nimoca 等特約に従いニモカ所定の手続きを行うものとします。
3. 前項の場合において、三社が適格と認めないときは、有効期限をもって会員資格を喪失します。
4. 会員が第8条の届出を怠る等の事由で更新カードを受領することがで

きない場合、これに伴う不利益、損害等については、三社は責任を負わないものとします。

第7条（再発行）

1. 会員は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により本カードの再発行を希望する場合は、三社が定める方法により各々にその旨を申し出るものとし、三社が適当と認めた場合に限り再発行するものとします。なお、合理的な理由がある場合には本カードが再発行されない場合があります。
2. 会員は、前項により本カードが再発行された場合には、クレジット nimoca 等特約に従いニモカ所定の手続きを行うものとします。
3. 再発行が必要となる場合、新しい本カードが交付されるまでの間に、デビットカード機能、および nimoca 機能の利用ができないことにより、万が一損害などが発生したとしても三社は責任を負いません。

第8条（届出事項の共有）

1. 会員が、当行、JCB およびニモカに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合は、三社に届け出るものとします。
2. 三社が前項の届出を受けた場合、当該届け出いただいた情報について、三社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第9条（利用内容の共有）

会員は、三社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、三社において共有することあらかじめ同意するものとします。

第10条（会員資格の喪失）

1. 三社は、会員が本特約、会員規約、nimoca に関する規則に違反したとき、または違反するおそれがあると判断したときは、三社はデビットカード機能および nimoca 機能の一部もしくは全部の利用を停止または会員資格を取り消す（以下、「利用停止等」という。）ことができます。
2. 利用停止等の場合には、三社は会員に事前の通知、催告等をするのではなく、本カードが利用可能な現金自動支払機や会員規約に定める加盟店等を通じて、本カードの回収をすることができるものとします。
3. 利用停止等に伴って会員に生じる不利益、損害等については、三社は責任を負わないものとします。

第 11 条 (退会)

会員は、退会にあたっては、三社に所定の方法にて届け出、手続きを行うものとします。

第 12 条 (機能の分離)

会員は本カードについて、デビットカード機能および **nimoca** 機能のうち単独の機能を他の機能と切り離して解約することはできません。

第 13 条 (本特約の改定および適用)

本特約が改定され、その改定内容が会員通知された後に、会員が本カードを利用した場合には、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規約、**nimoca** に関する規則、その他当行、**JCB** または**ニモカ**の定める規定・特約が適用されるものとします。

第 14 条 (会員規約等と本特約の関係)

本特約に定めのない事項については会員規約等が適用されるものとします。